

令和2年 神奈川県議会 防災警察常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

私からは危機事象発生時の事業継続計画と、それを実行あらしめる業務継続体制について伺います。

昨年の台風第15号と19号では、鉄道の計画運休などによる交通機関の乱れによって職員の参集も含めた体制確保が課題になったことから、県は神奈川県業務継続計画の改定を行うに至ったと承知しています。自然災害や感染症などの危機事象が発生した際の業務継続体制の確保は、危機管理や県民の命、安全を確保するという観点からも重要な問題だと思っています。これに関しては、昨年12月の本会議で、我が会派の藤井議員が取り上げたところです。

そこで、現在の新型コロナウイルスへの対応も含めて、業務継続体制の確保に関して何点か伺ってまいります。

まず、甚大な被害が発生した昨年の台風に関して、確認の意味も含めて何点か伺います。

記録的な暴風をもたらした台風第15号は、日曜日の深夜から月曜日の早朝にかけて首都圏を通過し、交通機関にも支障が出たと記憶していますが、通勤等における影響はどのようなものだったのか、本県の体制への影響も含め、伺います。

総務危機管理室長

昨年の台風第15号では、鉄道各社による計画運休が実施されました。当初の発表では比較的早い時間帯から運転再開が見込まれていましたが、被害が予想以上に大きく再開時間がずれ込んだ路線が多くありました。この結果、多くの方が駅等で待機を強いられ、通勤通学に大きな支障が出たと承知しています。

警戒態勢をしいでいるくらし安全防災局では、計画運休も見込んで、対応に当たる配備要員の参集を確保しており、支障なく応急対応の実施できましたが、翌日は鉄道の再開の遅れによって出勤が遅れた職員も少なくなかったという状況です。

小野寺

翌日というのは月曜日のことでしょうか。

総務危機管理室長

月曜日の朝のことです。

小野寺

体制は組んでいたが、出勤時間にかなり変更なども起きたということが分かりました。

次に、台風第15号に続いて発生した台風第19号が、大雨、豪雨をもたらしましたが、雨水害では33年ぶりに災害対策本部を設置する事態となりました。その災害対策本部の運営を担うくらし安全防災局の職員の参集体制はどうだつ

たのか伺います。

総務危機管理室長

台風第19号は狩野川台風並みとの事前の情報が得られて、台風第15号の経験も踏まえ、早い段階から事前対策を講じてまいりました。台風が直撃した令和元年10月12日土曜日の前日に当たる11日の金曜日には、知事をトップとする危機管理対策会議を開催して、県としての対応方針を定め、全庁で共有し、台風の接近に備えました。

職員の参集に関しては、くらし安全防災局と総務局の連名で通知を発出し、計画運休を見据えて、応急対応などに当たる職員の確保に各局で対応するよう徹底を図ったところです。くらし安全防災局では、通常の大型台風発生時に配備する人員の3倍以上を配備する対策を講じて、応急体制に万全を期したところです。12日土曜日の昼過ぎには特別警報の発表が見込まれる事態になり、本部体制への移行したところ、職員へ事前に参集の可能性を周知徹底していただき、参集に大きな支障はありませんでした。

小野寺

分かりました。

冒頭申し上げたとおりに県は本年3月に神奈川県業務継続計画を改定しています。

まず、この業務継続計画はどのようなことを定めた計画なのか、確認の意味で伺います。

総務危機管理室長

神奈川県業務継続計画は、大規模災害などが発生し対応できる人員などが制約される中で、災害対応業務や、通常業務の中でも停止することで県民生活等に大きな影響が出る業務を、真に対応が必要な業務として非常時優先業務と称し、その非常時優先業務に人員を優先的に充当して、県としての業務継続体制を確保することを目的とした計画です。本県では、地震や風水害などの自然災害を想定した大規模地震編と、感染症などを対象とした新型インフルエンザ編に分けて策定したところです。

小野寺

今の説明の中にあった非常時優先業務について、見直しを行ったと承知していますが、具体的な何か事例があれば教えてください。

総務危機管理室長

非常時優先業務には、危機対応を行うための業務のいわゆる危機管理対応業務と、通常業務の中で優先度の高い業務があります。くらし安全防災局で申し上げると、危機管理対応業務として、災害対策本部を速やかに立ち上げて初動体制、応急対応を取ります。

もう一つ、通常業務の中でストップさせられない業務として、例えば、放射線の監視業務があります。これをストップさせると、非常に県民の方が不安に思われますので、このようなものが非常時優先業務の例になります。

小野寺

神奈川県業務継続計画の大がかりな修正は、平成24年以来と承知していますが、今回、この修正を行った理由を伺います。

総務危機管理室長

県は平成30年度から各地域県政総合センターに設置される現地災害対策本部の役割、機能の充実強化を進めています。その中で、市町村連絡員の派遣や防災活動拠点の設置など、現地対策本部の運営を担う人員体制が確保できるのかが課題になりました。そのため、神奈川県業務継続計画で定める非常時優先業務を精査し、非常時優先業務に当たる人員を明確にして、それ以外の人員は現地災害対策本部の運営などの応援職務に配備できるように、業務継続計画の修正に着手しました。

小野寺

今、非常時優先業務について説明いただきました。くらし安全防災局以外の多くの部署でも様々定めているのだと思います。

本年3月に実施した神奈川県業務継続計画の改定内容のポイントを教えてください。

総務危機管理室長

参考人員を制約される中で、非常時優先業務や災害等のための応援業務などに適切に人員を配置できるように、まず大規模災害時の非常時優先業務の見直しを行いました。具体的には、真に必要な業務は何かを精査することです。また、柔軟に職員配備の調整ができるように業務の復旧目標時間として、非常時優先業務ごとに何日までに立ち上げなければいけないかという目標時間を定めており、今までこれを1日目、7日目、14日目とざっくりしたくくりにしていたものを、3時間以内、あるいは3日以内と設定し、業務を細分化して整理しました。

また、昨年の台風対応の経験を踏まえて、風水害時における業務継続体制の確保を位置づけました。具体的には、台風等により公共交通機関の停止が見込まれる場合に、非常時優先業務の遂行に必要な職員を職場の近隣に待機させることや、職場近くに居住する職員をそのような非常時優先業務に充てること、また、出勤困難な職員はテレワークを活用すること等について記載したところです。

小野寺

今の非常時優先業務の見直しについては、各所属で周知されていると承知してよろしいですか。

総務危機管理室長

非常時優先業務については、このような事態において何が自分たちの所管業務の中で必要なかを所属ごとに精査する必要があるので、全庁的に検討しました。

小野寺

くらし安全防災局から各所属に非常時優先業務の見直しをお願いして、精査した結果が上がってきたと理解しました。

この神奈川県業務継続計画を修正、改定した後、本県は幸いなことに大きな災害に見舞われていないわけですが、令和2年9月初旬の台風第10号は、当初過去最強クラスといわれて、本県に直撃はしないものの少なからず影響は懸念されたところですが、この台風第10号については、業務継続体制の観点から県

は何か対応を行ったのでしょうか。

総務危機管理室長

台風第10号は、勢力が非常に強くて進路によっては本県にも大きな影響が見込まれるということから、県では事前に危機管理対策会議の幹事会を開催し、横浜地方気象台の参加もいただいて、台風及び災害対応上の留意点などについて確認を行いました。その際、総務局とくらし安全防災局の連名で、修正した業務継続計画を踏まえた職員の参集確保に関する通知を発出し、特にコロナ禍にあっても体制を緩められないため、業務継続体制の確保にしっかり留意するよう周知を図ったものです。

小野寺

少し角度を変えます。災害時の業務継続体制を確保するためには、非常時に優先すべき業務に絞るのは先ほど来、説明いただきました。それにあわせて、人員を重点的に配分することが肝要だということも分かりました。それは、例えば、通勤時間帯等における混乱防止など、職員の安全確保につながると考えます。その観点からは、県庁のみならず多くの従業員を抱える民間の事業者の対応も大変重要だと思いますが、県はどのような取組を行っているのでしょうか。

総務危機管理室長

平成30年6月に発生した大阪府北部地震はまさしく通勤時間帯の発災でした。通勤できなくなった方の滞留などへの対応も課題となり、従前からいわれていた帰宅困難者対策に加えて、通勤困難者対策が新たな課題としてクローズアップされてきました。

そこで県では、県内の政令市と連携して、事業者向けのチェックシートを作成し、民間事業者に対して帰宅困難者や通勤困難者対策について周知を図りました。その中で、帰宅時や通勤時間帯の災害発生時における従業員の帰宅や通勤の考え方やルールを整理して、事業者の皆様が定める事業継続計画、民間の場合はBCPという言い方をしますが、それを位置づけて従業員に周知しておくことを推奨しているところです。

小野寺

今、総務危機管理室長からBCPという言葉が出ました。2011年の東日本大震災、あるいは2016年の熊本地震などの大災害が続いて、企業もBCPの導入が必要だと考えているところが大変増えました。ただ、大企業は別にして、例えば、中堅中小企業において、なかなかBCPの導入が進んでいないということも現実問題としてあると思っています。そのBCPを策定していない理由をある民間の会社が調査したときに、スキルやノウハウがないという回答が半分近く、人材を確保できないという回答も3分の1ぐらいありました。また、どうしても日常の業務に押されて時間が取れないという回答が4分の1ぐらいで、書類作りだけで終わってしまって実践的に使える計画にすることが難しいという回答も4分の1ぐらいあります。一方では、いまだに必要性を感じないという回答も4分の1ぐらいの会社から出ています。

そのようなこともあるので、県として、そのような中堅企業、中小企業に対するBCPの策定の支援も引き続き取り組んでいただきたいと要望します。

次に、今いろいろと説明いただいた、非常時優先業務を明確にし、重点的に人員を導入することによって体制をしっかりと確保するという考え方は、自然災害に限らず現在対応に追われている新型コロナウイルスのような感染症対策にもこれは共通するものと思います。県は神奈川県業務継続計画において、大規模地震編と感染症を想定した新型インフルエンザ編に分けて計画を策定していると先ほど説明いただきましたが、この自然災害と感染症では、計画上対応にどのような違いがあるのでしょうか。

総務危機管理室長

神奈川県業務継続計画の大規模地震編、また、新型インフルエンザ編とともに非常時優先業務を明確にして業務継続体制を確保するという考え方は同じです。ただし、非常時優先業務の中での危機管理業務は、大規模地震編の場合に災害対策本部の応急業務になり、新型インフルエンザ編の場合に感染症対策の本部業務となるため、その業務内容は大きく異なってきます。

また、計画の新型インフルエンザ編は、感染症の発生段階に応じて事業を縮小し、人との接触機会を減らして職員の感染拡大を防ぐことによって、業務の推進体制を確保し県民の生活への影響を最小限にとどめるという計画の目的があります。そのため、新型インフルエンザ編では、事前に行う対策として、職員の感染症予防対策に重点を置いた内容となっています。

小野寺

県は新型コロナウイルスへの対応に関して、神奈川県業務継続計画の適用を含めてどのような考え方で業務継続のための体制確保を行っているのか説明願います。

総務危機管理室長

神奈川県業務継続計画は職員のおおむね2割が参集できないことを発動の目安としています。今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、この業務継続計画を直接適用という形は取っていません。ただ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に対応するため、業務継続計画の考え方について各所属が優先すべき業務の絞り込みを行っているところです。これにより、職員を捻出して、業務量の増加で体制強化が必要な対策本部等に配置するなどの対応を行っているところです。今後、引き続き必要な業務を見極めて、業務継続体制の確保に努めたいと考えています。

小野寺

それでは、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の中で、具体的にどれくらいの規模で応援体制を取っているのか伺います。

総務危機管理室長

応援体制については、主に医療危機対策本部室や、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を担当する部署に応援の職員を配置しています。また、感染防止対策取組書の普及、登録促進のために府内各局の応援、協力体制を取っているところです。

時期によって少し違いはありますが、医療危機対策本部には応援職員として現在約100人の応援職員を配置しています。これまでのマックスで申し上げると、約110人を配置しています。また、感染症拡大防止協力金や中小企業・小

規模企業再起促進事業費補助金の応援に約30人を配置していますが、令和2年6月上旬には最大で100人の応援職員を配置していました。さらに、感染防止対策取組書の登録促進については、現在、応援職員を配置していませんが、6月上旬には約200人を配置していました。

小野寺

県は新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針とは別に、県として新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を定めていると承知していますが、県の対処方針との関係はどうなっているのか、また、基本方針ではどのようなことを定めているのか伺います。

総務危機管理室長

新型コロナウイルス感染者の広がりの兆しが出始めたのが令和2年2月ぐらいです。2月18日に県はいち早く、新型コロナウイルス省内感染まん延防止の取組方針を定めて府内に周知しています。これに教育長の学校関係の取組等を追加して、2月26日に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針と名称を改めて現在に至っています。

また、感染の拡大が進み、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となりました。3月28日に政府の基本的対処方針の中に都道府県の対策がかなり具体的に盛り込まれるような形になったことを受けて、蔓延防止や医療提供体制も含めた県の新型コロナウイルス対策の基本を定める県対処方針を3月30日に策定しました。その際、それまでの県の基本方針はその対処方針の一部ということで位置づけ、関連づけを行ったところです。

県の基本方針では、テレワークなどの職員向け対策、県立学校向け対策、イベント等の扱い、来庁者への対応の4項目で県としての感染防止対策を策定しており、イベントの扱いを中心に数次にわたって改定しています。現在の基本方針では、年度末までの県主催のイベントを原則中止または延期することとし、関連する業務の削減を図って全庁を挙げた対策を実施する体制を確保することとしています。

小野寺

今、総務危機管理室長から経過をいろいろと聞いていると、かなり長い闘いになってきている印象もありますが、この先もまだ続くのでしっかりととした取組をお願いします。

これまで業務継続を図る上で、キーワードとしてテレワークが挙げられることが大変多くなっていると思うのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針で定めたテレワークなどの実施状況について、把握している範囲で伺います。

総務危機管理室長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に位置づけたテレワーク、さらに時差出勤などは、かなり浸透してきていると受け止めています。くらし安全防災局での実施状況でお答えすると、テレワークを実施したことのある職員の割合が約7割となっています。全庁的には74%であるため、くらし安全防災局はそれを若干下回りましたが、県対策本部に係る会議の運営や相談業務など、どうしても直接対応が必要な業務が多い中では一定の対応がで

きていると考えています。

新型コロナウイルス感染症対応が長期化する見込みの中で、さらに浸透を図り、新しい働き方として定着を進めていきたいと考えているところです。

小野寺

県として感染防止の観点や新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部業務に人員を重点配備するという観点から、事業の休止も含めて実施業務を絞っていくことは大変大事で、大切なことだと思っています。当然、不要ではないが、不急とみなされた所属から人員を確保することもあると思うのですが、今、総務危機管理室長から説明いただいたように、何も起きなければたくさんの人員を必要する場面もないと思います。ただ、ふだんからくらし安全防災局が担う、いつ起きても不思議ではない自然災害やテロなどへの対応力が低下してしまうことは何としても避けなければいけないと思います。そのような観点から、職員の訓練や研修などをこのコロナ禍でどのように対応されているのか伺います。

総務危機管理室長

いつ起きるか分からぬ災害による危機事象への対応力の低下は絶対に避けなければならないと考えています。毎年実施しているビッグレスキューかながわは、災害時の医療が主なテーマですが、コロナ禍では医療機関を中心とした医療救護活動の訓練はなかなか実施が困難な状況があり、やむなく来年度に延期という形にはさせていただきましたが、例えば、災害対策本部の運営を担う統制部設置訓練の実施にあたっては、回数を大きく減らすということではなく、むしろ県職員の研修の内容を充実させるような工夫を行っているところです。

また、近年頻発する水害に備えた図上訓練については、出席を控えて感染防止に留意しながら令和2年4月、5月に実施しています。また、地震を想定した大規模図上訓練、あるいは国民保護の研修会なども実施の方向で検討しているところです。

今後、しっかりと新型コロナウイルス感染防止対策に十分に配慮しながら、必要な訓練や研修をしっかりと実施して、災害の対応力の強化に努めていきたいと考えています。

小野寺

それでは、最後に1点お聞きしますが、今後この神奈川県業務継続計画のさらなる修正も含めて、災害や感染症などの危機事象発生時に、業務継続体制の確保をどのように取り組んでいくのか見解を伺います。

総務危機管理室長

まず、感染症関係では、新型コロナウイルス対策の一定の落ち着きを待った上で、関係局と連携しながら今回の新型コロナウイルス対策における指針、応援体制を検証して、それを踏まえて所管の健康医療局と連携して、神奈川県業務継続計画新型インフルエンザ対策編の修正に取り組んでいきたいと考えています。

また、今回、業務継続計画を発動しなかったものの、その趣旨を生かして応援体制を確保したという経験から、今後いつどのように発生するか分からぬ危機事象において、業務継続計画の考え方を踏まえ、関係局と連携して柔軟に応援体制を確保して業務継続が図れるようにしっかりと努めていきたいと考えて

います。

小野寺

それでは、要望を申し上げます。

限られた人的資源を非常時優先業務に重点的に投入することは社会経済活動への影響を減らし、災害や危機事象から県民の命を守る観点からも大変重要な視点であると考えます。今回の新型コロナウイルスへの対応の経験も踏まえ、さらに業務継続体制の充実を図り、今後の災害や危機事象の発生に備えていただきたいと思います。

そして、今、新政権が行政のDX、デジタルトランスフォーメーションを強力に進めるとしています。万一の事態からITシステムを守るIT-BCPにしっかりと取り組むことがもちろん前提になりますが、防災とDXは、私は特に親和性が高いのではないかと思っています。DXによって被災のダメージを軽減したり、被災後の業務継続がよりスムーズになったりすることが期待されると考えているからです。

本県でも、CIO兼CDOが民間から採用されました。先ほどの先行会派の質問に対する答弁に防災行政通信網の整備についてありましたが、防災部門としてこの本県のDX、デジタルトランスフォーメーションに積極的にコミットしていただきたいと要望して、私の質問を終わります。